

大東市手話施策推進方針

平成29年3月1日策定

大東市こころふれあう手話言語条例（平成27年条例第25号 以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、大東市における手話に関する施策（以下「施策」という。）を推進するための方針を次のとおり定めます。

1. 施策推進方針の目的

市、市民および事業者がろう者をはじめとする聴覚障害者を理解し、手話にふれあうことで、すべての市民が安心して暮らし、つながりを深めることのできる地域社会の実現に向けて、施策を推進するための方針を定めることを目的とします。

2. 全体方針

条例前文に記載されているとおり、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において「手話は言語である」と位置付けられています。ろう者にとって、手話は生きる力として必要不可欠なものです。施策について、ろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提とし、その必要性の理解のもと、推進を図っていきます。

3. 具体的な施策

(1) 手話への理解の促進および手話の普及に関する事項

- ①市民に対して、ろう者についての理解や手話の普及促進のための環境を整備します。
- ②イベント等において市民が手話に親しむことができる機会の確保に努めます。
- ③事業所に対して、ろう者についての理解や手話の普及について啓発します。
- ④学校等において、ろう者について理解し、手話を学習する機会を持ちます。
- ⑤手話を様々な広報媒体を活用して啓発します。

(2) 手話による情報取得に関する事項

- ①非常時・災害時などに、ろう者が情報入手できる仕組みについて検討します。
- ②手話による情報取得の機会を増やすため、公的機関・民間事業所へ啓発します。

(3) 手話による意思疎通の支援に関する事項

- ①大東市登録手話通訳者派遣制度の充実を図ります。
- ②大阪府登録手話通訳者および大東市登録手話通訳者の養成に努めます。
- ③市職員に対する手話に関する研修の実施に努めます。
- ④ろう者が情報を得られるように、大東市登録手話通訳者が活動しやすい環境をつくります。
- ⑤大東市登録手話通訳者の技術向上のため、研修会を開催します。

4. その他

市は施策の推進方針を変更する場合において、大東市手話施策推進会議で意見を聴取し、必要に応じて見直しを行います。